

山梨県立介護実習普及センター在り方検討会報告書

令和4年3月

山梨県立介護実習普及センター在り方検討会

目次

はじめに	1
1 施設の概要	2
2 検討の背景	3
3 在り方の検討	4
4 今後の在り方	8
資料1 山梨県立介護実習普及センター在り方検討会設置要綱	9
資料2 山梨県立介護実習普及センター在り方検討会委員名簿	10
資料3 山梨県立介護実習普及センター在り方検討会の検討経過	11

はじめに

山梨県立介護実習普及センター（以下、センター）は、高齢者の介護に関する知識及び技術を普及し、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的に平成9年度に設置された施設である。

開設から20年以上が経過する中で、介護保険制度も創設され、高齢者を取り巻く状況も大きく変化している。

また、昨今の介護保険制度の見直しの方向性として、高齢者人口がピークを迎える2040年度を見据えた介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）を掲げていること等を踏まえ、時代に合ったセンターの在り方を検討する必要がある。

当検討会は、令和5年度以降のセンターの在り方について、委員それぞれの立場で、現地視察等を通じて、検討を進めてきたところである。

本報告書は、センターにおける課題解決に向け、今後の方向性について、在り方検討会の総意としてとりまとめたものである。県におかれては、本報告書の趣旨を踏まえ、福祉行政の更なる向上に取り組まれることを切に願うものである。

令和4年3月末

山梨県立介護実習普及センター在り方検討会

座長 外川伸一

1 施設の概要

本県では平成9年度に山梨県立介護実習普及センターを設置し、平成15年度公布の改正地方自治法による指定管理者制度を平成18年度に導入し、現在に至っている。

【山梨県立介護実習普及センターの概要】

- ①設置根拠：山梨県立介護実習普及センター設置及び管理条例（平成9年3月27日山梨県条例第2号）
- ②指定管理業務根拠：山梨県立介護実習普及センターの管理に関する基本協定書
- ③設置目的：高齢者の介護に関する知識及び技術を普及し、もって高齢者の福祉の向上を図る
- ④センター設置場所：甲府市北新1-2-12（山梨県福祉プラザ1階）
- ⑤開館日及び営業時間：年末年始と祝日を除く毎日 午前9時～午後5時
- ⑥指定管理者：社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
- ⑦指定管理期間及び委託料総額の変遷

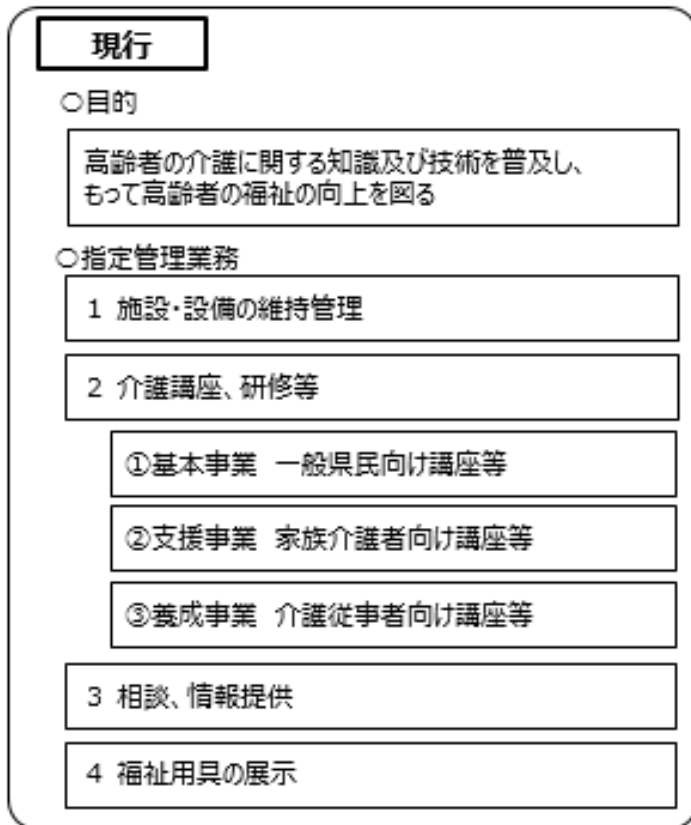
導入年度	平成18年度				
指定管理者名	指定期間				委託料総額 (単位:円)
社会福祉法人山梨県社会福祉協議会	H18.4.1	～	H21.3.31	3年	97,046,700
	H21.4.1	～	H26.3.31	5年	174,566,000
	H26.4.1	～	H31.3.31	5年	179,071,000
	H31.4.1	～	R5.3.31	4年	143,528,397

⑧主な施設内容等

延床面積 447.30 m²（山梨県福祉プラザ1階）

- ・福祉用具展示室 160.05 m²
- ・介護実習室 142.60 m²
- ・事務室 29.58 m²
- ・調理実習室 68.75 m²
- ・相談室 13.20 m²
- ・自助具室 13.12 m²
- ・倉庫 20.00 m²

⑨主なセンターの業務



出典：第2回山梨県立介護実習普及センター在り方検討会資料

2 検討の背景

令和元年度9月議会の令和元年度指定管理施設・出資法人調査特別委員会において、センターの運営について審査を受け、以下のとおり報告があった。

「開設から二十年以上が経過し、利用者のニーズや、介護保険制度を取り巻く状況も大きく変化していく事が予想される中で、老朽化した施設や設備の大幅な更新や改修の経費を考慮すると、存廃を含めたセンターのあり方を考えるべきではないか。」とただしたのに対し、「センターは、介護に関する知識、技術の面で家族介護者を支援する役割を果たしており、利用者数も増加傾向にある。また、本年度から、新たな指定管理期間が始まったところであり、今期は、これまでの研修、相談、展示に加え、終末期における介護者のケアに関する研修など、ニーズを踏まえた新たな事業に取り組む。さらに、県としては、次期更新に向けて、社会情勢、県民ニーズ、市町村や民間企業の状況などを踏まえ、検討していきたい。」との答弁があった。

こうしたことからセンターの在り方について、現指定管理の更新期限（令和4年度）を踏まえると、令和3年度中に結論を出す必要があるため、当検討会が設置された。

議論のポイントは主に二つある。①介護保険制度が浸透し、様々な介護保険サービスが提供される中、センターが担うべき役割を整理すること②市町村や民間企業が実施する事業との棲み分けを行うとともに新たな県民ニーズへの対応を議論することである。

3 在り方の検討

センターの役割やセンターの業務における市町村や民間企業等との棲み分けについて議論を行うとともに、センターの存廃についても併せて検討を行った。

(第1回在り方検討会)

センターの現状と課題を把握し、センターの在り方について、次のとおり検討を行った。

- (1)全国における介護実習・普及センターの設置・運営状況について【資料3】
(令和3年6月末現在(本県含め))
 - ①設置あり 28道県(指定管理:10、委託:18)
 - ②設置なし(廃止含む)19都府県
- (2)市町村における家族介護支援に係る事業等の実施状況について【資料4】
 - ・センター実施の介護講座などと市町村等の行うべき事業との役割分担を検討するため、市町村実施の事業内容等について、アンケートを実施
 - ⇒各市町村実施の事業において、センターと重複する事業がある一方で、高齢者介護を行う家族支援をするための実技講座や認知症関連の講座、出前講座、オンライン講座を希望する声も多い
- (3)センターの相談業務について【資料5】
 - ・センターで実施している相談業務につき、平成30年度～令和2年度の実績報告から、相談者数や相談内容等を分析
 - ⇒センターへの高齢者介護に関する相談件数は少なく、各市町村の地域包括支援センターで対応可
- (4)民間における福祉用具取扱事業所の営業状況について【資料6】
 - ・民間の福祉用具取扱事業所の営業状況を把握するため、県内4圏域(中北、峡南、峡東、富士・東部)において、福祉用具を取り扱う規模の大きい事業所を訪問し、聞き取り調査(※峡南のみ電話)を実施
 - ⇒各地域における福祉用具に関するニーズは、おおよそ地元の福祉用具取扱事業所等で対応可

出典：第1回山梨県立介護実習普及センター在り方検討会資料

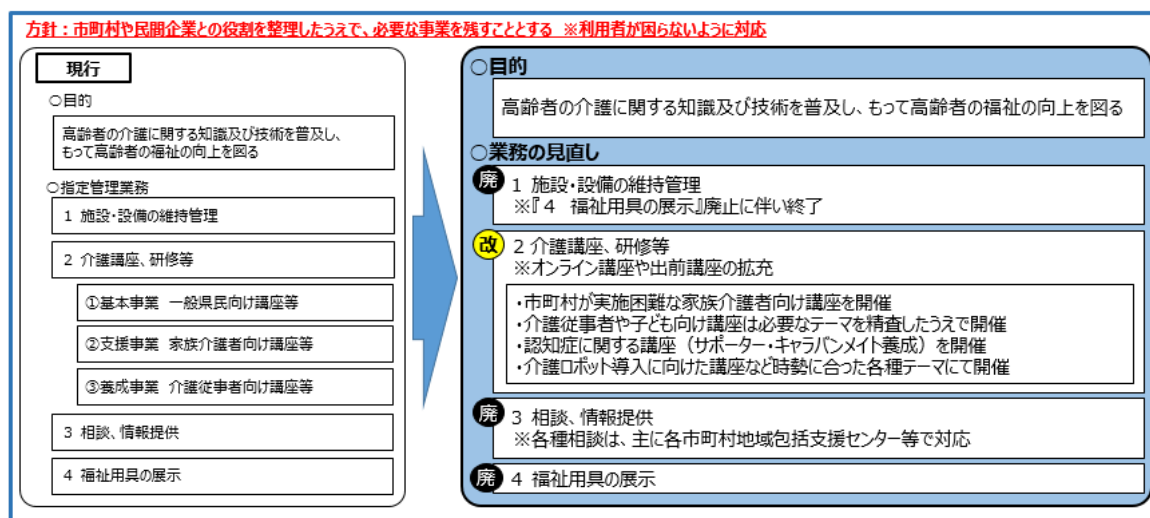
(主な意見)

- ①センターが担うべき役割
- 市町村、官民との役割分担、介護保険関係事業との関わりを考慮したうえで、センター事業を精査し、センターを公の施設として存続させるべきか否かを検討すべき。
 - センター所在地である甲府市の関係部局と緊密な連携を図り、一部事業の移管等を行い、利用者が不便にならないようにする必要がある。
 - 市町村では専門的な知識を持つ専門職の確保が難しいことから、中央での専門職の確保や事業のノウハウがあることで、市町村でも容易に中央に依頼をして専門職から情報を得ることができるのではないか。

- 各市町村地域包括支援センターとの連携強化と役割の明確化が必要。
- 属性を超えた在宅介護の課題の周知、講座、研修の開催等、また、介護者を支援する様々な取り組みの情報発信、支援体制づくりのための助言、相談等、地域共生社会の中での新たな取り組み、業務を担う役割がある。
- ②センターの在り方について
 - 市町村では実施が難しい、専門職（医師、看護師、保健師、ケアマネジャー、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士等）が講師となる研修講座（特に介護関係者に対する講座）や実技講座に特化すべき。
 - 出前講座（専門職員の派遣等）やりモート講座を実施すべき。
 - 相談事業については、地域包括ケアシステムの窓口となる市町村の地域包括支援センターなどに任せるべき。
 - センターの役割を削ることは良いと思うが今利用している人たちが困らないよう、配慮することも必要。
 - 介護実習普及センターの講義は、子供たちの知識の場にもなる。
 - 場所に縛られない事業の実施をお願いしたい。更にはりハビリテーション専門職との連携強化を希望。
 - 介護現場の質の向上を含めた内容、助言システム等も取り入れていただくことで全体の質の向上にもつながるのではないかと。
- ③その他
 - 社会福祉協議会が実施する福祉関係者向けの研修と重複している感があるため、研修の棲み分けが必要である。
 - 県民が困らないよう、窓口はたくさんあった方が望ましいと考える。
 - 市町村がやりきれない部分をセンターが支援していくような機能を検討していく必要があると考える。
 - コロナ禍でオンライン講座のニーズは増すと想定されるが、オンライン講座を町単独実施は困難であるため、県に支援いただけるとありがたい。

(第2回在り方検討会)

センターの在り方について、次のとおり検討を行った。



出典：第2回山梨県立介護実習普及センター在り方検討会資料

(主な意見)

①考え方、方針について

- センターを廃止すれば、指定管理者制度が適用されなくなり、設管条例も廃止となるが、このことには賛成である。ただし、単に、センターの機能を講座等に特化しそれを委託で実施するというだけで終わらせるのではなく、この際、近年の課題等を踏まえ、抜本的な改革が必要と思われる。
- 介護講座、研修等の充実についてはよろしいかと思う。相談業務も地域包括支援センター等の対応で良いと思う。
- 今回、事務局から提案いただきました、「福祉用具展示」廃止とそれに伴う指定管理から委託事業への変更については賛同する。
- 取り急ぎの中では案のとおり、役割を明確にし、利用者が困らないように引継ぎをしながら進めていくことが重要と思う。

②必要と思われる講座について

- 具体的講座内容は、県民ニーズを把握した上で、市町村・専門家等の意見を踏まえて確定していただきたい。
- 講座も画一的でなく、その時々話題を踏まえて考えていけると良いと思う。
- 市町村ではなかなか専門講師を見つけられない、予算的にも困難等課題があるため、知識を深め、より良い介護の実践のため、広域的にセンターでの実施が必要ではないかと思う。

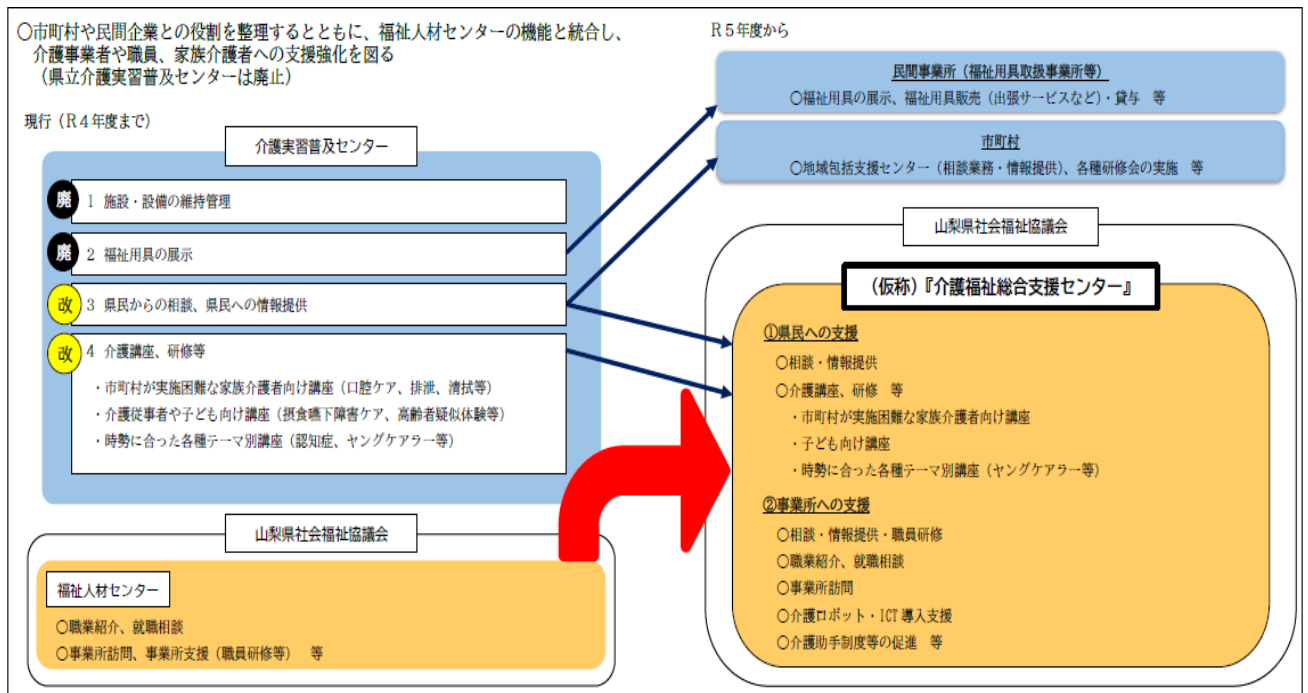
③その他

- 相談業務については、市町村への（及び、からの）連絡調整という観点から、センターを廃止しても何らかの形で実施すべきである。

- 場所に縛られない事業展開により、近隣の住民から、全県民を対象に事業を実施できるのではないか。
- 高齢者だけでなく介護をする人、される人を支える、新たな役割を担うべくセンターの機能に期待する。

(第3回在り方検討会)

これまでの検討会での意見を踏まえて、センターの在り方の方向性をとりまとめた。



出典：第3回山梨県立介護実習普及センター在り方検討会資料

(主な意見)

- 新たなセンターを設置するにあたり、人材確保や財政面での支援を適切に行っていただきたい。
- 新たなセンターを運営していくにあたり、県としても支援していただきたい。
- 事業所に対するサポートは、こういった事業をしていることを広報していくことが大切だと考える。
- 事業の効率化を図るだけでなく、業務の実施効果を上げていくことにも努めていただきたい。
- 新たなセンターにおける機能のスムーズな移行やその質の担保、さらなる発展を期待したい。
- 新たなセンターができることに伴い、住民との距離感ができないよう、利用者の満足感を高めるよう、努めていただきたい。

4 今後の在り方

(センターの在り方について)

市町村や民間企業との役割分担の中で事業整理を行った結果、施設・設備の維持管理や福祉用具の展示がなくなることから、センター廃止とすることについては、賛同する。

現在のセンター利用者が困らないよう周知等対応いただくとともに、市町村や関係機関と連携して対応いただきたい。

(介護講座、研修等について)

家族介護者向けや介護従事者向け講座等は人手不足や財政上の理由で市町村が十分に実施できないため、センター廃止後も継続していくことについては、賛同する。

県民ニーズを捉える中で、市町村や関係機関の意見を踏まえ、今までセンターが実施してきた講座を精査しながら、講座の内容について検討いただきたい。

内容検討に当たっては、ヤングケアラーや介護ロボットなどの旬なテーマへの対応や幅広い年齢層や家族介護者、介護専門職などが受講できるテーマも考慮いただきたい。

また、オンライン開催など、場所に縛られない講座の実施をお願いしたい。

周知については、リーフレットやチラシ、SNS等を活用しながら、幅広い方に周知できるような方法も検討いただきたい。

(相談業務について)

各市町村地域包括支援センター等で対応ができていると考えるが、県としても相談・情報窓口があった方が良く考え、相談業務を継続することについては、賛同する。

県民の相談には、市町村や関係機関と連携しながら、きめ細やかな対応をお願いしたい。

(福祉用具の展示について)

民間事業者で対応できていると考え、福祉用具の展示を廃止とすることについては、賛同する。日々新しい福祉用具が登場する中で、福祉用具の維持・更新にかかる費用等が大きいことから、民間事業所を含め、県とは別のところで担っていくことが良いと考える。

また、福祉用具の展示は、教育において有効であることから、展示が廃止となった場合は、講座などを通じて、県民に情報提供していただきたい。

おわりに

当検討会の意見等を踏まえ、センター廃止に向けた取り組みやセンター廃止後の新たなセンターへのスムーズな機能移行、質の確保、更なる発展に向けた取り組みを進めていただくとともに、住民の声が届きやすい、利用者の満足度が高くなるよう、努めていただきたい。

今後、福祉分野とりわけ介護に係る需要はますます高まる一方であり、こうした需要に対応するため、今後も引き続き、様々な施策を展開いただくよう、併せて期待する。

資料1

山梨県立介護実習普及センター在り方検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 山梨県立介護実習普及センター（以下「センター」という。）については、平成9年度の設置から20年以上経過している。一方で、昨今の介護保険制度の見直しの方向性として、高齢者人口がピークを迎える2040年度を見据え介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）することを掲げていること等を踏まえ、事業内容を抜本的に見直す中で、時代に合ったセンターの在り方について検討を行うため「山梨県介護実習普及センター在り方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 介護保険制度の見直し等を踏まえたセンターの在り方に関すること
- (2) その他必要事項

(組織)

第3条 検討会は、意見を求める事項に関して知識または経験を有する別表の分野から、福祉保健部健康長寿推進課長（以下「課長」という。）が依頼する委員をもって構成する。

(検討会の開催)

第4条 検討会は、必要に応じて課長が招集する。

- 2 検討会に座長をおき、課長が座長を指名する。
- 3 座長は、検討会を進行する。
- 4 検討会は、年3回程度開催する。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、福祉保健部健康長寿推進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、課長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

資料2

山梨県立介護実習普及センター在り方検討会委員名簿

氏名	機関・団体名	役職	分野
トガワ シンイチ 外川 伸一	山梨学院大学	法学部政治行政学科 教授	学識経験者
スミ ヨシミ 鷺見 よしみ	山梨県介護支援専門員協会	会長	医療介護関係
ゴミ カズヒト 五味 和仁	山梨県介護福祉士会	理事	医療介護関係
シオザワ ユキネ 塩澤 ゆきね	山梨県看護協会	山梨県看護協会指定 ゆうき居宅介護支援事業所 主任介護支援専門員	医療介護関係
イソノ サトシ 磯野 賢	山梨県リハビリテーション専門職団体協議会	会長	医療介護関係
タムラ カズキ 田村 一貴	認知症の人と家族の会山梨県支部	代表世話人	家族介護関係
アマノ ムツエ 天野 奥津江	都留市 長寿介護課	課長	市町村関係
サクライ シゲル 櫻井 茂	市川三郷町 福祉支援課	課長	市町村関係

資料3

山梨県立介護実習普及センター在り方検討会の検討経過

- 第1回 令和3年7月16日（金）【山梨県福祉プラザ4階会議室】
山梨県立介護実習普及センターの現状と課題（概要説明、現地説明）
山梨県立介護実習普及センターの在り方 他
- 第2回 令和3年10月29日（金）【山梨県防災新館406】
山梨県立介護実習普及センターの在り方について【事務局案】 他
- 第3回 令和4年3月22日（火）【オンライン開催】
山梨県立介護実習普及センターの在り方について【事務局最終案】 他